様式第１号（第３条関係）

年 月 日

木城町景観計画区域内行為（変更）届出書

木城町長 殿

（届出者）

住　　所

氏　　名

電話番号

木城町景観条例第９条の規定により、次のとおり届け出ます。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 届出日 | 年　　　月　　　日 | | | | |
| 番号 | 第 　　 　　　　　 号 | | | | |
| 行為の場所 | 木城町 | | | | |
| 設計者 |  | | | | |
| 施工者 |  | | | | |
| 行為の種類 | □ 建築物 | | □　新築　□　増築　□　改築　□　移転  □　外観の変更(修繕・模様替)　□　色彩の変更 | | |
| □ 工作物 | | □　新設　□　増築　□　改築　□　移転  □　外観の変更(修繕・模様替)　□　色彩の変更 | | |
| * 開発行為 | | * 土地の（　区画　・　形質　）の変更   ※ただし、建築物の建設又は工作物の建設に伴うもの | | |
| 行為の内容 |  | | | | |
| 行為の種類ごとの概要 | | | | | |
| 建築物の　概　　　要 | 敷地面積 | | ㎡ | | |
| 階　　　　 　　　数 | |  | | |
| 延べ床面積 | | ㎡ | | |
| 最高高さ | | ｍ | | |
| 外観の変更（修繕、模様替）及び色彩の変更 | | 届出内容 | | |
| 届出部分の面積　　　　　　　　　　　　　　　　㎡ | | |
|  | 仕　上　げ | | 色　彩（マンセル値） | |
| 屋　根 |  | |  | |
| 外　壁 |  | |  | |
| □材質は、自然景観や周辺の建物等との調和を配慮し、環境に配慮した材質を使用し、経年劣化等による退色、汚れ、損傷に強いものとする。  □色彩は、自然景観や周辺の建築物の色彩と調和するように配慮する。 | | | | |
| 工作物の　概　　　要 | 種　　　　　　　類 | |  | | |
| 構　　　　　　　造 | |  | | |
| 規　　　　　　　模 | | 高　さ | 延　長 | 表　面　積 |
|  |  |  |
| 仕　　　上　　　材 | |  | | |
| 色　彩（マンセル値） | |  | | |
| 開発行為の概　　　要 | 区　域　の　面　積 | | ㎡ | | |
| 行　為　の　目　的 | |  | | |
| 行　為　の　内　容 | |  | | |
| 着手予定日 | 年　　　月　　　日 | | | | |

※１ 該当する項目について、□にチェックしてください。

※２　この届出は、**届出を受理した日から３０日を経過した後でなければ着手してはいけません。**

ただし、根切り工事、山留め工事、ウェル工事、ケーソン工事その他基礎工事は除きます。

（景観法第１８条第１項・景観法施行規則第１２条）

※３　実地確認が必要な場合や合理的な理由がある場合には、法令の規定に基づいて、９０日を

超えない範囲で着手制限期間を延長する場合があります。この場合は通知を送付しますので、

通知された期間は着手してはいけません。

（景観法第１８条第１項・第１７条第２項・第１７条第４項）

※４　届出行為が良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、上記の着手制

限期間を短縮する場合があります。

（景観法第１８条第２項）